

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法が選択できます

(町民税務課)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からのお支払いは、口座振替へ切り替えることができます。

1月30日(金)までに手続きをされますと、4月分の年金からの支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。口座振替のご依頼がお済みでない場合は、併せて手続きをいただきます。

また、前述の期限を過ぎて手続きをされた場合は、6月分以降の年金から中止されます。※すでに変更の申し出をされている方の手続きは不要です。

○お問い合わせ
町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

医療福祉費支給制度(マル福)について

(町民税務課)

マル福とは、小児・妊産婦・ひとり親・重度心身障害者が医療機関にかかった場合の医療費を助成する制度です。要件に該当する方でまだ申請されていない方はお申出ください。

○小児 中学校3年生までの子

○妊産婦 母子健康手帳の交付を受けた方

○ひとり親 18歳未満の子とその親、20歳未満の一定の障害を持つ子とその親

○重度心身障害者 身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方、身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた方、知能指数が35以下と判定された方、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の交付を受けた方、障害年金1級に該当された方、特別児童扶養手当1級の対象となった方

なお、所得基準がありますので詳細はお問い合わせください。

○お問い合わせ
町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

インフルエンザ予防接種

(健康福祉課)

平成26年10月号の広報でもお知らせしましたが、インフルエンザ予防接種の助成対象期間は1月末までの接種となっています。希望する方は早めに接種してください。

【高齢者の方】

○対象者

①接種日に65歳以上の人

②接種日に60歳以上65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある方(身体障害者手帳

または医師の診断書が必要です)

○接種方法

町の委託医療機関(猿島郡内及び古河市の医療機関等)に予約し接種

※県外で接種する場合、町と契約をしている医療機関であれば、同じ公費負担額で助成されます。予診票は、保健センターで配布しています。

※やむを得ず、町と契約していない医療機関で接種された方は、支払った接種料金のうち助成金額分を払い戻します。2月27日(金)までに、保健センターで申請してください。

○助成金額

1人1回まで2,000円(接種料金が2,000円に満たない場合はその金額)

○医療機関へ持参するもの(健康保険証等)

【身体障害者手帳をお持ちの方】

○対象者 本町に居住し、身体障害者手帳(1・2・3級)

を交付されている方

○接種方法

かかりつけ医等で接種

○助成金額

1人1回まで2,000円

(接種料金が2,000円に満たない場合はその金額)

○助成金の申請方法

次のものをご持参のうえ、2月27日(金)までに保健センターで申請してください。

・身体障害者手帳

・認印

・医療機関が発行した領収書

(レシート不可)

・通帳

※詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

平成27年度小学校新入学児童に対する入学祝品の贈呈

(健康福祉課)

(社)茨城県母子寡婦福祉連合会から、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)のお子さんに入学祝品(学用品)を差し上げていきます。町内にお住まいで、該当児童のいらっしゃるひとり親家庭で祝品を希望する保護者の方は、1月30日(金)までにお申し込みください。

○お申し込み

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)

○お問い合わせ

茨城県母子寡婦福祉連合会

☎029(221)7505